

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

令和5年7月10日

広島県知事 湯 崎 英 彦

県一般5第17号

1 調達内容

(1) 業務名

文書等の收受、仕分、発送及び庁内集配業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁（主たる業務場所は、広島県総務局総務課通送室（広島県庁舎本館1階））

(5) 入札方法

総価で入札に付する。

なお、本件は、低入札価格調査制度事務処理要領（以下「要領」という。）による低入札価格調査制度の対象とする。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「53D受付」、「57A貨物運送」、「57C郵便・信書便」、「57F梱包・発送代行」又は「61H人材派遣」のいずれかの資格を認定されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、要領第11項に定める

他入札への参加禁止措置の対象になっている者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記2(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

令和5年7月10日（月）から令和5年7月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部契約・調達管理課（広島県庁舎南館1階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

4 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局総務課文書グループ（広島県庁舎南館1階）

電話（082）513-2231（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和5年7月10日（月）から令和5年7月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、

入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和5年7月25日（火） 午後5時

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和5年8月1日（火）までに通知する。

(3) 入札書の提出方法

持参又は郵送等による。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年8月29日（火）午後1時30分

ただし、郵送等による場合は、令和5年8月29日（火）午前11時までに必着することとする。

イ 場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁舎本館地下1階第一入札室

ただし、郵送等による場合は、上記(1)アの場所に提出することとする。

ウ その他

持参による場合は、入札開始前及び開札開始後に提出することはできないこととする。

5 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) ただし、上記(1)の落札者となるべき者の入札額が要領により定められた調査基準価

格を下回る入札（以下「低価格入札」という。）であったときは、落札者を決定しないで開札を終了する。

- (4) 開札終了後、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。この場合、無効とされた者を除く最低価格入札者が2人以上あるときは、これらの者のうち、くじ引きによって、優先的に低入札価格調査又は落札者の決定を行うものとする。
- (5) 調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者について、前号の調査を実施する。ただし、当該最低価格入札者の入札額が低価格入札でなかった場合は、その者を落札者とする。

6 低入札価格調査について

- (1) 低価格入札者は、自己の費用負担のもとで低入札価格調査に協力しなければならない。
- (2) 要領第7項第3号（同号エの場合を除く。）及び第4号に定めた場合のいずれかに該当するときは、低価格入札者は落札者とならない。
- (3) 低価格入札者は、落札者として契約を締結する場合、自己の費用負担のもとで、要領第8項第1号に定める業務開始時調査及び第9項第1号に定める業務完了後調査に協力しなければならないこととし、その旨契約書において約定しなければならない。
- (4) 低価格入札者を落札者として契約を締結する場合、契約解除の場合の違約金の額を100分の30とすることとし、その旨契約書において約定しなければならない。
- (5) 低価格入札者を落札者として契約を締結する場合において、要領第11項に定める措置を実施する。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

- (7) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「53D受付」、「57A貨物運送」、「57C郵便・信書便」、「57F梱包・発送代行」及び「61H人材派遣」の資格に限る（そのうちのいずれか又は複数の場合を含む。）。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保

証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 低入札価格調査を経て契約を締結する者

契約金額の100分の30以上の額を納付。ただし、金融機関の保障をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合及び要領に規定する調査への協力を求められた場合、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約における特約事項

この入札による契約は、令和5年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

入札説明書による。

8 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局総務課文書グループ（広島県庁舎南館1階）

電話 (082)513 - 2231（ダイヤルイン） ファクシミリ (050)3156 - 3479

メールアドレス sousoumu@pref.hiroshima.lg.jp

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: A business to perform internal and external services, such as receiving, sorting, dispatching, collecting, and delivering documents, etc
- (2) Fulfillment period: From 1 October, 2023 through 30 September, 2026 (A

long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government Act.)

- (3) Fulfillment place: Hiroshima Prefectural main building, etc.
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 pm, 25 July 2023
- (5) Time-limit for tender: 13:30 pm, 29 August 2023 (by mail 11:00 am, 29 August 2023)
- (6) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Affairs Bureau, Hiroshima Prefectural Government.

10-52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511 Japan
TEL 082-513-2231 (direct-dialing) FAX (050-3156-3479)